

アーツカウンシル東京 平成 29 年度 4 つの助成プログラムの公募開始

アーツカウンシル東京(公益財団法人東京都歴史文化財団)では、東京の芸術文化の魅力を上向きに世界に発信していく創造活動を支援するため、発信力のある活動を行う団体等に対する助成を実施しています。このたび、下記 4 つの助成プログラムの公募を開始しました。

- 平成 29 年度「東京芸術文化創造発信助成」【単年助成プログラム】第 1 期
- 平成 29 年度「東京芸術文化創造発信助成」【長期助成プログラム】
- 平成 29 年度「芸術文化による社会支援助成」第 1 期
- 平成 29 年度「東京地域芸術文化助成」一次締切

平成 29 年度 東京芸術文化創造発信助成【単年助成プログラム】第 1 期

申請書類提出締切日は平成 29 年 2 月 27 日(月)消印有効です。

【単年助成プログラム】では、この 1 年間に東京都内において実施される公演・展示・アートプロジェクト等の創造活動や、国際的な芸術交流活動、また東京の芸術創造環境の向上に資する各種活動をサポートします。

■対象期間

平成 29 年 4 月 1 日以降に開始し、平成 30 年 3 月 31 日までに終了する活動

■対象となる分野及び活動内容

東京を活動拠点とする芸術団体が主催(又は主体となって実施)する下記の活動

(1)対象となる分野:音楽・演劇・舞踊・美術・映像・伝統芸能・複合(分野を特定できない芸術活動)

(2)対象となる活動内容:①都内での芸術創造活動

都内で実施する公演・展示・アートプロジェクトその他のあらゆる創造活動(ただし公開を伴うこと)

*さまざまな芸術活動の複合的なもの(フェスティバル等)も対象となります。

②国際的な芸術交流活動

海外公演・展示、国際コラボレーション、国際フェスティバル、招聘公演・展示等

③芸術創造環境の向上に資する活動

東京における芸術創造環境の現状と課題を捉え、課題解決に実践的に取り組むことにより、アーティストをはじめとするさまざまな創造活動の担い手の創造環境向上に資する活動。

(例)アーティストや芸術分野における専門職の人材育成、人材や情報の交流事業、アーカイブ活動(公開を伴い、芸術創造活動に資するもの)、芸術の普及に寄与する手法を開発する事業等

■助成金額(上限額)

活動内容	実施場所	補助率	助成上限額	
			団体	個人
①都内での芸術創造活動	都内	助成対象経費の 1/2 以内	200 万円	50 万円
②国際的な芸術交流活動	都内又は海外		400 万円	
③芸術創造環境の向上	都内又は海外	助成対象経費の 2/3 以内	100 万円	

*①都内での芸術創造活動:助成上限額 200 万円

*②国際的な芸術交流活動:助成上限額 400 万円

*③芸術創造環境の向上に資する活動:30 万円程度~100 万円まで

- *個人申請(美術・映像分野、伝統芸能分野で①、②のみ):助成上限額 50 万円
- *当助成プログラムの予算の範囲内で助成金額を算定するため、申請額満額を交付できない場合があります。

■審査基準(助成方針)

審査においては、実現性に加え、革新性・独創性、影響力・普及力、国際性、将来性・適時性、継承性(伝統芸能の場合)の観点を重視します。また、活動基盤形成期(若手)、活動拡大・発展期(中堅)、活動成熟期・トップ期(ベテラン)など、芸術家や芸術団体の各ステージに則した助成方針を定めています。

平成 29 年度 東京芸術文化創造発信助成【長期助成プログラム】

申請書類提出締切日は平成 29 年 3 月 3 日(金) 消印有効です。

【長期助成プログラム】では、発表活動だけでなく、作品制作のプロセスを含めて支援することで創造活動を促進すると共に、芸術団体のステップアップの後押しを目的に最長 3 年間の支援を行います。また、芸術創造環境の課題に取り組む、分野全体を広く見渡した活動に対しても助成します。

■対象期間

平成 29 年 4 月 1 日以降に開始し、平成 31 年 3 月 31 日までに終了する事業(2 年間)
又は
平成 29 年 4 月 1 日以降に開始し、平成 32 年 3 月 31 日までに終了する事業(3 年間)

■対象となる分野及び活動内容

東京を活動拠点とする芸術団体が主催(又は主体となって実施)する下記の活動

- (1)対象となる分野:音楽・演劇・舞踊・美術・映像・伝統芸能・複合(分野を特定できない芸術活動)
- (2)対象となる活動内容:目標を達成するために 2 年又は 3 年の継続的・段階的な取り組みを必要とする事業

●芸術創造活動を主とするもの

- ①公演・展示とそれにさまざまな活動(※)を連動させ、2 年又は 3 年かけることで目標を達成するひとつの総合的なプロジェクト

※リサーチ、ワークショップ、レクチャー、会議、滞在制作、翻訳、リーディング、アーカイブ等、創造活動の準備段階や成果発表などを指します。

- ②東京を代表する国際的な団体へとステップアップする意欲を持ち、創造活動などを通じて段階的に目標に近づいていく活動

●芸術創造環境の向上に資するもの

- ③東京における芸術創造環境の現状と課題を捉え、課題解決に実践的に取り組むことにより、アーティストをはじめとするさまざまな創造活動の担い手の創造環境向上に資する活動。
(例)アーティストや芸術分野における専門職の人材育成、人材や情報の交流事業、アーカイブ活動(公開を伴い、芸術創造活動に資するもの)、芸術の普及に寄与する手法を開発する事業等

■助成金額(上限額)

活動内容	実施場所	補助率	助成上限額	
			2 年間の場合	3 年間の場合
芸術創造活動を主とするもの	都内又は海外	助成対象経費の 1/2 以内	800 万円	1200 万円
芸術創造環境の向上に資するもの	都内又は海外	助成対象経費の 2/3 以内	400 万円	600 万円

- *芸術創造活動を主とするもの:助成上限額 800 万円(2 年間)、1200 万円(3 年間)
- *芸術創造環境の向上に資するもの:助成上限額 400 万円(2 年間)、600 万円(3 年間)
- *当助成プログラムの予算の範囲内で助成金額を算定するため、申請額満額を交付できない場合があります。

■審査基準(助成方針)

審査においては、実現性に加え、革新性・独創性、影響力・普及力、国際性、将来性・適時性、継承性(伝統芸能の場合)の観点を重視します。また、活動基盤形成期(若手)、活動拡大・発展期(中堅)、活動成熟期・トップ期(ベテラン)など、芸術団体等の各ステージに則した助成方針を定めています。

平成 29 年度 芸術文化による社会支援助成 第 1 期

申請書類提出締切日は平成 29 年 2 月 27 日(月) 消印有効です。

「芸術文化による社会支援助成」では、障害者や高齢者、子供、青少年、在住外国人等が主体的に関わる芸術活動や、社会や都市のさまざまな課題を見据え、その改善に資することを目的とした先駆的な芸術活動を支援します。

■対象期間

平成 29 年 4 月 1 日以降に開始し、平成 30 年 3 月 31 日までに終了する活動

■対象となる分野及び活動内容

東京を活動拠点とする芸術団体や中間支援団体、社会課題に取り組む NPO、福祉団体等が主催(又は主体となって実施)する下記の活動

- (1) 対象となる分野: 特定のジャンルにとらわれない芸術活動(複合)・音楽・演劇・舞踊・美術・映像・伝統芸能
- (2) 対象となる活動内容: 障害者や高齢者、子供、青少年、在住外国人等(以下、障害者等)が主体的に関わる芸術活動や、社会や都市のさまざまな課題を見据え、その改善に資することを目的とした先駆的な芸術活動であり、活動の種類は以下のとおりです。
 - ① 芸術創造活動
 - ② 障害者等と芸術をつなぐ環境整備

■助成金額(上限額)

- (1) 助成金交付額(申請できる助成金額の上限): 100 万円以内
 - (2) 補助率(申請できる助成金額の上限): 助成対象経費の合計額の 3 分の 2 以内
- * 当助成プログラムの予算の範囲内で助成金額を算定するため、申請額満額を交付できない場合があります。

■審査基準(審査の視点)

審査においては、実現性に加え、問題意識、先駆性、アクセシビリティ、独創性、継続性の視点を重視します。

平成 29 年度 東京地域芸術文化助成(一次締切)

申請書類受付期間は平成 29 年 2 月 1 日(水) ~ 平成 29 年 2 月 28 日(火) 消印有効です。

「東京地域芸術文化助成」では、東京都内の無形民俗文化財を活用した地域の文化の振興に資する公演活動等や特定の地域における文化資源を活用した事業を実施する東京を拠点とする NPO や実行委員会、芸術団体、保存会、継承団体等に対して活動経費の一部を助成します。

■対象期間

平成 29 年 4 月 1 日以降に開始し、平成 30 年 3 月 31 日までに終了する活動

■対象となる活動内容

- (1) 無形民俗文化財活用事業
東京を活動拠点とする NPO や実行委員会、任意団体、芸術団体、保存会、継承団体等が主催(又は主体となって実施)する、東京都内の無形民俗文化財を活用した地域の文化の振興に資する公演活動及び映像等による発信活動

* 対象となる無形民俗文化財の範囲は、国又は地方公共団体が指定した無形民俗文化財及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(いわゆる「記録選択」)とします。
- (2) 地域文化資源活用事業
特定の地域の文化資源を活用する事業であり、その地域の魅力を国内外に発信・普及することに強く貢献し、

文化拠点の形成、ひいては地域の観光振興・成長戦略にも寄与する効果が期待できる文化活動が対象となります。ただし、町会や商店会の主催する一般的な祭りやイベントを除きます。

■助成金額(上限額)

(1) 助成金交付額(申請できる助成金額の上限):50万円以内

(2) 補助率:助成対象経費の2分の1以内

*当助成プログラムの予算の範囲内で助成金額を算定するため、申請額満額を交付できない場合があります。

■審査基準(助成方針)

無形民俗文化財活用事業の審査においては、実現性に加え、継承性、地域性の観点を重視します。地域文化資源活用事業の審査においては、実現性、独自性に加え、先進性、地域性、普及力・波及効果、将来性の観点を重視します。

※各プログラムの詳細は公募ガイドラインをご覧ください。
ガイドライン、申請書等は下記ウェブサイトからダウンロードできます。

www.artscouncil-tokyo.jp

●アートカウンシル東京

世界的な芸術文化都市東京として、芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高める多様な事業を展開しています。新たな芸術文化創造の基盤整備をはじめ、東京の独自性・多様性を追求したプログラムの展開、多様な芸術文化活動を支える人材の育成や国際的な芸術文化交流の推進等に取り組めます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの文化プログラムに向けて、先導的役割を担うプロジェクトを展開しています。

www.artscouncil-tokyo.jp

<本リリースに関するお問い合わせ>

アートカウンシル東京(公益財団法人東京都歴史文化財団) 広報担当:森(隆)、圓城寺

TEL:03-6256-8432 E-mail:press@artscouncil-tokyo.jp